

令和7年6月24日(火)

旭川市家族介護用品購入助成事業指定販売店研修会

旭川市家族介護用品購入助成事業について

事業の概要

寝たきり又は認知症等で、紙おむつ等の介護用品を常時必要とする65歳以上の在宅で生活する高齢者等を介護する家族に対し、月額4,500円の紙おむつ等の購入助成券を、年2回に分けて交付します。

○高齢者を介護するご家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とした事業です。

○認定者数

令和5年度 認定者数 622人

令和6年度 認定者数 644人

対象要件について

- ①65歳以上であること。
- ②旭川市に住民票があること。
- ③要介護2以上であること。
- ④在宅で生活しており、今後も在宅生活を継続する予定であること。
- ⑤紙おむつ等の購入費用が、1か月当たり4,500円以上かかっていること。
- ⑥申請者と要介護者が、住民票上同一世帯であること。
- ⑦トイレ等排せつ場所への移動が困難なため、排せつを紙おむつに頼らざるを得ない状態であること。または、認知症により常時失禁状態であること。

家族介護用品購入助成券

[表 紙]			
		No.A	
年度 家族介護用品購入助成券			
交付年月日	年 月 日	旭 川 市	
[表 面]			
No.A [本人控]	年度 家族介護用品購入助成券		
使用確認欄	番 号	No.A	指定 販売 店 名
	使用期限	年 月 日まで	
	発行機関 及 び 印	旭川市長 印	
	本券1枚につき4,500円を助成します。		販売年月日 年 月 日
(指定販売店が押印)			
[裏 面]			
[注 意 事 項]			
1 この券を、他人に譲渡し、又は売却することはできません。			
2 この券は、汚れたり破れたりしても、再発行はいたしません。			
3 この券は、旭川市が指定した販売店でのみ使用できます。			
4 この券で購入することができる介護用品は、次のとおりです。			
(1) 紙おむつ(平型おむつ、パンツタイプのおむつ、尿取りパット等) (2) 使い捨て介護用手袋 (3) 清拭剤(清拭料) (4) おむつカバー (5) 使い捨て清拭タオル(排泄介護用ウエットティッシュ等)			
5 この券で釣銭をもらうことはできません。			
6 在宅生活をできなくなったときなど、対象要件に該当しなくなった場合は、返却してください。			
【取扱いについての問合せ先】 旭川市福祉保険部 長寿社会課 地域支援係 電話:26-1111(代)内線5346			

No.が
Aから始まるもの
と
Bから始まるもの
の2種類

請求書

様式第9号（第12条関係）

家族介護用品購入助成事業請求書

年 月 日

（宛先）旭川市長

次のとおり、家族介護用品購入助成事業助成費相当額を請求します。なお、受領した助成券は添付のとおりです。

販 売 店 名										
受領助成券の枚数										枚
請求金額 （枚数× 円）	千	百	十	万	千	百	十	円		

※請求金額の前に¥を付けてください。

（助成費相当額の振込口座）

振込先	銀行 信用金庫 本店 信用組合 農協 支店									
口座	1 普通 2 当座	口座番号								
口座名義	氏名（口座名義）									

住 所

商号又は
名 称

代 表
職 氏 名

押印の廃止に伴い、責任者、担当者等の氏名及び連絡先の記載をお願いしています。

家族介護用品購入助成事業指定販売店について

助成券は指定販売店でのみ使用することができます。

○指定販売店数 R7.5月末日現在 118店舗

○指定販売店の要件

- ・旭川市に店舗を有していること。
- ・介護用品を取り扱うことができること。
- ・高齢者を介護する家族に対し、医療、福祉、介護の総合相談に応じることができる体制を整えていること。
- ・旭川市地域包括支援センター相談協力員に登録されていること。

旭川市地域包括支援センター相談協力員について

○相談協力員の要件

- ・市内に所在地を有する薬局
- ・相談協力員の登録を受けた薬局の開設者が店舗販売業者として業務を行う店舗

○相談協力員の主な役割

- ・地域の高齢者に対する介護保険制度、保健福祉サービス、地域包括支援センターの紹介及び広報の実施
- ・高齢者又はその家族からの相談対応
- ・地域包括支援センターを中心とした高齢者支援の地域ネットワーク形成への協力

相談実績票について

○高齢者及びその家族から受けた相談については、月ごとに相談実績票を作成し、請求書と共に薬剤師会に提出してもらっています。

< 相談例 >

- 紙おむつのかぶれなどにどのように対処したら良いかわからない。
- 紙おむつの購入量やサイズで迷います。どうしたら良いですか。
- 介護サービスを利用したいが、どうしたら良いかわからない。

◎指定販売店は、紙おむつの販売だけではなく、高齢者に関わる医療・薬・介護等についての相談を受け、高齢者とその家族を支援する役割を担っています。

**ご清聴ありがとうございました。
今後ともご協力よろしくお願いいたします。**